

## 果樹共済の概要

### 対象品目

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ(はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ)、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

### 共済事故

○収穫共済(年産ごとの果実の損害を対象)

風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害

○樹体共済(将来にわたって果実を生む資産としての樹体そのものの損害を対象)

上記の災害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

### 方 式

収穫共済は、大別すると4つの方式で実施。

○災害収入共済方式(出荷データによって損害高を査定)

農家単位で、減少額が基準生産金額の2割を超えるときに共済金を支払う。

○全相殺農家単位方式(出荷データによって損害高を査定)

農家単位で、減収量がその農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払う。

※基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量

○半相殺農家単位方式(現地評価によって損害高を査定)

農家単位で、被害樹園地の減収量(基準収穫量-収穫量)がその農家の基準収穫量の3割(特定危険方式は2割)を超えるときに共済金を支払う。

※特定危険方式は事故を特定し、当該事故に係る損害のみを対象

○樹園地単位方式(現地評価によって損害高を査定、落葉果樹に限定)

樹園地単位で、樹園地ごとの減収量がその樹園地の基準収穫量の4割(特定危険方式は3割)を超えるときに共済金を支払う。

## 補償期間

以下の期間内に発生した事故について補償。

### ○収穫共済

- 一般 (原則として花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫までであり、おおむね1年半程度)  
短期 (発芽期(常緑果樹は開花期)から収穫までであり、おおむね半年程度)

### ○樹体共済 (共済組合ごとの規程等で定める日から1年間)

## 共済金額

共済金額は、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額。

農業者は、各方式ごとに次のような範囲内で共済金額を選択する。

### ○災害収入共済方式

基準生産金額 × 4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 基準生産金額 × 8割

- ※ 基準生産金額は  
各個人の過去の出荷実績を基に算出した平年の生産金額

### ○全相殺農家単位方式

標準収穫金額 × 4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額 × 7割

- ※ 標準収穫金額は  
果実の 1 kg 当たり価額 × 10 a 当たり収穫量 × 引受面積

### ○半相殺農家単位方式

(一般総合方式)

標準収穫金額 × 4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額 × 7割

(特定危険方式)

標準収穫金額 × 4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額 × 8割

### ○樹園地単位方式

(一般総合方式)

標準収穫金額 × 4～5割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額 × 6割

(特定危険方式)

標準収穫金額 × 4～5割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額 × 7割

## 共済掛金

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率